15.5.7
第360号

大正十五年五月三日

静岡縣

労働者

五月一日擧行ノ労働祭ニ於テハ屋外示威運動並
ニ講演會ノ企アリシモ静岡市ハ島田町、大宮町
等ニ於テハ屋外運動等ヲ中止セシメラレタル上
路上ビラ撒布ハ[illegible]點布等ニ
タル外特異ノ企劃十ナカリキ　其状左ノ如シ

一、静岡市

決議文

我等ハ日本労働総同盟ノ宣言綱領ヲ遵
奉シ健實ナル路線ニ依テ労働階級ノ組織ト
訓練トニ努メ團結ノ威力ト正義ノ主張
トヲ以テ我等ノ合理路道ヲ期ス

千九百二十六年五月　日

日本労働総同盟関東醸造労働組合
行徳倉同市川支部
第二工場委員會